

独立行政法人情報処理推進機構嘱託給与規程

制定 令和2年3月19日 2019 情総第619号

最終改正 令和7年3月27日 2024 情総企第1223号 一部改正

(総則)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の嘱託（独立行政法人情報処理推進機構嘱託就業規則（以下「嘱託就業規則」という。）第2条第1項の規定により雇用された嘱託をいう。）に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 常勤嘱託の給与は、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- 一 本俸月額
- 二 諸手当
 - イ 通勤手当
 - ロ 超過勤務手当
 - ハ 管理職員特別勤務手当
 - ニ 特別手当
 - ホ 宿日直手当
 - ヘ 在宅勤務等手当
 - ト 監視手当

2 本俸月額は、従事する業務、学歴及び経験を勘案して定める。

(給与の支給日及び支給方法)

第3条 嘱託の給与（特別手当及び通勤手当を除く。以下次項において同じ。）の支給日は、毎月18日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸月額（時間給の嘱託については前月分）並びに前月分の超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、在宅勤務等手当及び監視手当とする。

3 嘱託の給与は、法令に基づきその嘱託の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接嘱託に支給する。

(非常勤嘱託の給与等)

第4条 非常勤嘱託の給与、支給日及び支給方法については、その都度定めるものとする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次の各号に掲げる嘱託の区分に従いそれぞれ当該各号に定める額を支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする嘱託（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である嘱託以外の嘱託であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる嘱託を除く。）にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする嘱託（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である嘱託以外の嘱託であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる嘱託を除く。）にあつては、次に掲げる嘱託の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である嘱託 2, 000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である嘱託 4, 200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である嘱託 7, 100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である嘱託 10, 000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である嘱託 12, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である嘱託 15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である嘱託 18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である嘱託 21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である嘱託 24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である嘱託 26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である嘱託 28, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である嘱託 29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である嘱託 31, 600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する事を常例とする嘱託（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である嘱託以外の嘱託であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）にあつては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

2 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった嘱託のうち、前項第1号又は第3号に掲げる嘱託で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他権衡上必要と認められるものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える嘱託の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該嘱託の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 5 通勤手当を支給される嘱託につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該嘱託に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

- 第6条 正規の勤務時間外の勤務又は休日勤務を命ぜられた嘱託については、勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 一 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125
 - 二 休日における勤務 100分の135（休日に勤務することを命ぜられた嘱託に対して休日の振替を行った場合を除く。代休を取得した場合は100分の35）
- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（法定休日を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた嘱託には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第11条第1項第1号に掲げる職務にある嘱託には、超過勤務手当は支給しない。

（管理職員特別勤務手当）

- 第7条 給与規程第11条第1項第1号に掲げる職務にある嘱託が臨時又は緊急の必要により休日（嘱託就業規則第10条に規定する休日）に勤務した場合は、当該嘱託には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を越えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤嘱託に対して6月30日及び12月10日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。

なお、基準日に在職する常勤嘱託のうち、懲戒規程の規定により停職の処分を受けている常勤嘱託には特別手当を支給しない。

2 特別手当の額は、該当する常勤嘱託についてそれぞれ労働条件通知書に個別に定めるものとする。

3 特別手当の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

(宿日直手当)

第9条 宿日直手当は、嘱託就業規則第12条の規定に基づき、宿日直勤務を行った嘱託に支給する。

2 前項に規定するもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在宅勤務等手当)

第9条の2 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、別に定める期間について1箇月当たり平均10日以上上の許可を受けた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、別に定める。

(監視手当)

第9条の3 監視手当は、独立行政法人等に対するサイバー攻撃等不審な通信の横断的な監視等を行う業務に係る特定の連絡について受電等を行う嘱託に支給する。

2 前項に規定するもののほか、監視手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第10条 嘱託が勤務しない日又は時間があるときは、特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日又は時間につき、それぞれ第16条に規定する勤務1日当たりの給与額又は第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(欠勤者の給与)

- 第 1 1 条 傷病による欠勤期間の給与は、普通傷病の常勤嘱託の場合にあっては、6 月間（結核性疾患の場合にあっては 1 年）本俸月額を支給する。
- 2 前項以外の事由による欠勤の場合で、その欠勤が引き続き 1 月を超えるときは、その 1 月を超えた日から当該欠勤の継続するまでの間、本俸月額の半額を支給する。
- 3 非常勤嘱託の傷病による欠勤期間の給与は、その都度定める。

(休職者の給与)

- 第 1 2 条 無期雇用に変換をした常勤嘱託（以下本条において同じ。）が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号。以下「労災法」という。）第 7 条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額から労災法の定めるところに従い給付された休業補償又は長期傷病補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 常勤嘱託が業務上の理由によらない傷病により休職にされたときは、その休職期間が満 1 年に達するまでは、本俸月額及び特別手当の 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。
- 3 常勤嘱託が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職期間が満 2 年に達するまでは、本俸月額及び特別手当の 1 0 0 分の 8 0 を支給することができる。
- 4 常勤嘱託が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、本俸月額及び特別手当の 1 0 0 分の 6 0 を支給することができる。
- 5 常勤嘱託が前 4 項に規定する理由以外の理由により休職にされたときは、その休職の期間中の本俸月額及び特別手当の支給については、その都度定める。
- 6 非常勤嘱託の休職の期間中の給与の支給については、その都度定める。

(介護休業者の給与)

- 第 1 3 条 嘱託の介護休業期間の給与については、その期間の勤務しない 1 日につき、第 1 6 条に規定する勤務 1 日当たりの給与額を減額する。
- 2 嘱託が独立行政法人情報処理推進機構介護休業等に関する規程第 9 条第 1 項に規定する勤務時間の短縮の措置を受けて勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第 1 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(育児休業者の給与)

- 第 1 4 条 嘱託の育児休業の期間については、給与を支給しない。ただし、第 8 条に規定する基準日に在職する常勤嘱託には、特別手当を支給する。

- 2 前項に規定する特別手当の額は、その都度定める。
- 3 嘱託が独立行政法人情報処理推進機構育児休業等に関する規程第15条第1項に規定する勤務時間の短縮の措置を受けて勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(日割計算)

第15条 次の各号の場合は、本俸月額を日割計算によって支給する。

- 一 新たに本俸月額を受けることになり、又はこれに変更があった場合
- 二 長期欠勤者で本俸月額及び通勤手当が減額されていた者が出勤した場合
- 三 休職者で本俸月額及び通勤手当が減額された者が復職した場合

(勤務1日当たりの給与額)

第16条 第11条、第12条、第13条、第14条及び第15条に規定する勤務1日当たりの給与額は、本俸月額及び通勤手当を当該月における日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。ただし、通勤手当については本条に定めるもののほか、別に定めるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第17条 この規程でいう勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。なお、時間給で支給される嘱託については、その時間給とする。

(端数の処理)

第18条 前2条の規定による給与計算において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日 2020 情総第1378号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日 2021 情総第 661 号・一部改正）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年 12 月 19 日 2024 情総企第 834 号・一部改正）
この規程は、令和７年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和７年 3 月 27 日 2024 情総企第 1223 号・一部改正）
この規程は、令和７年 4 月 1 日から施行する。